

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期北海道創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道

3 地域再生計画の区域

北海道の全域

4 地域再生計画の目標

本道の人口は、1997年の569.9万人をピークに減少しており、国勢調査によると2020年には522.5万人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、2050年には総人口が382.0万人となる見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は1955年の175.0万人をピークに減少し、2020年には55.6万人となる一方、老年人口（65歳以上）は18.6万人から166.4万人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64歳）も1995年の394.3万人をピークに減少傾向にあり、2020年には294.6万人となっている。

自然動態をみると、出生数は年少人口がピークとなった1955年の10.4万人に対し、2023年には2.4万人となっている。その一方で、死亡数は7.5万人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲5.1万人（自然減）となっている。

社会動態をみると、2023年の社会増減では、外国人を含めた転入超過数は4,608人であるのに対し、日本人のみでは▲6,002人となっており、特に若年層における進学や就職に伴う転出が見られる。このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

今後も長期的に人口減少が見込まれる本道において、人口減少の進行を「緩和」する観点と、人口減少社会への「適応」の観点により、粘り強く継続的に取組を進

めていく必要がある。

人口減少の進行の「緩和」に向けては、自然減・社会減の要因（未婚・晩婚・晩産化、若者の進学・就職等による首都圏への転出、札幌圏への人口集中など）を踏まえ、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、若者や女性が働きやすく活躍できる環境づくり、移住・定住の促進、外国人材の受入拡大と共生などに、分野横断的に取り組み、より実効性を高めることが重要である。

一方、人口減少社会への「適応」に向けては、今後も長期的に人口減少が見込まれることを踏まえ、より一層のデジタル技術の活用等による生産性の向上や日常生活に必要なサービスの維持などの人口減少が地域に与える様々な課題への対応と同時に、本道の特性や食、観光、再生可能エネルギーなどのポテンシャルを力に変え、新たな需要を取り込みながら、経済、産業の活性化につながることで、魅力と活力ある地域づくりを進めていくことが重要である。

こうした観点から、北海道の創生に向けて、総合的に施策を推進し、一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域の実現を目指す。

なお、これらに取組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、地方創生に資する事業の実施を通して目標の達成を図る。

- ・基本戦略1 一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる
- ・基本戦略2 地域の魅力を高め、地域への人の流れをつくる
- ・基本戦略3 安心して暮らせる豊かな地域をつくる
- ・基本戦略4 潜在力を活かした産業・雇用をつくる
- ・基本戦略5 多様な連携により地域の活力をつくる

【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本戦略
ア	合計特殊出生率	道1.06 (全国1.20)	全国平均	基本戦略1

	就業率	57.6%	57.6%以上	
イ	本道への転入超過数	4,608人	4,608人以上	基本戦略 2
ウ	「できれば今と同じ市町村に住んでいたい」と考える人の割合	74.3%	74.3%以上	基本戦略 3
エ	道産食品輸出額	1,511億円	1,650億円以上	基本戦略 4
	外国人観光客	234万人	244万人	
	一人当たりの道民所得	2,811千円	3,093千円	
	デジタル関連企業の立地件数	18件	119件	
オ	広域連携制度活用地域数	16地域	22地域	基本戦略 5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第3期北海道創生総合戦略推進計画事業

ア 一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる事業

イ 地域の魅力を高め、地域への人の流れをつくる事業

ウ 安心して暮らせる豊かな地域をつくる事業

エ 潜在力を活かした産業・雇用をつくる事業

オ 多様な連携により地域の活力をつくる事業

② 事業の内容

ア 一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる事業

個人の意思を尊重し、国の支援策なども活用した結婚や妊娠・出産、子育てに至る切れ目のない対策や、地域や企業など社会全体として、子どもや若者に関する施策を社会の中心に据えて推進を図るとともに、教

育環境の充実や若者、女性、高齢者、障がい者など誰もが希望をかなえ、生涯を通じて活躍できる全員参加型社会の実現を目指す事業。

【主な施策】

- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・幼児教育の質の向上
- ・地域と連携した社会で活躍できる力の育成
- ・若者の海外留学への支援及び安定的な支援体制の構築 等

イ 地域の魅力を高め、地域への人の流れをつくる事業

U・Iターン就職や地域おこし協力隊の確保などの移住・定住の促進はもとより、北海道独自の自然・歴史・文化などの地域の魅力を高めて発信するほか、外国人材の受入・拡大と共生、関係人口の創出・拡大や二地域居住の促進を図るとともに、交通ネットワークの維持に努めつつ、最大限活用することにより地域への人の流れをつくる事業。

【主な施策】

- ・官民連携による移住・定住の取組推進
- ・外国人材の受入れ
- ・北海道に興味・関心のある方との継続的な関係構築
- ・自然・歴史や文化の発信による地域の魅力向上
- ・スポーツを通じた健康で豊かな生活の形成と魅力ある人・地域づくり
- ・航空ネットワークの充実・強化 等

ウ 安心して暮らせる豊かな地域をつくる事業

地域のコミュニティや買い物、医療・福祉、地域交通のほか、災害から地域を守るためのインフラ整備といった様々な分野における住民サービス機能の維持・確保に向け、デジタル技術をはじめとした未来技術などを活用しながら取組を推進する事業。

【主な施策】

- ・誰もが安心して住み続けられる地域づくり
- ・人口動態を踏まえた医療提供体制の整備
- ・地域の実情に応じた交通ネットワークの維持・確保
- ・強靱な北海道づくり

・データ利活用に向けた環境づくり

等

エ 潜在力を活かした産業・雇用をつくる事業

基幹産業である農林水産業の振興はもとより、食や観光、再生可能エネルギーといった本道のポテンシャルや地域資源を最大限に活かし、高付加価値型の産業の振興や国内外からの投資の促進、脱炭素化の加速等を図るとともに、デジタル技術をはじめとした未来技術の活用を進め、スマート農林水産業や宇宙航空分野といった先進的な取組と、これらの産業を支える人材の育成を推進し、地域産業の競争力強化を図るほか、国内における同時被災リスクの低さやバックアップ機能の立地優位性を活かし、首都圏企業の開発拠点や本社機能の移転に向けた誘致などを通じて、半導体・デジタル関連産業など新たな需要を取り込み、道内の雇用創出や経済活性化など地域課題の解決につなげ、地域創生のデジタルの好循環を生み出していく事業。

【主な施策】

- ・食クラスター活動の展開による食産業の強靱化と北海道ブランドの発信
- ・需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進
- ・クリーン×セーフティ北海道
- ・エネルギーの効率的な活用とGX産業の創造
- ・本道の経済や雇用を支えるものづくり産業の振興
- ・次世代半導体製造拠点整備に向けた支援や関連産業の集積促進に向けた取組
- ・中小・小規模企業の持続的発展
- ・海外からの投資促進
- ・農業・農村の魅力を発信する新たな人材の育成・確保
- ・誰もが働きやすい環境づくりと仕事と家庭が両立できる職場環境の整備

等

オ 多様な連携により地域の活力をつくる事業

多様な主体が連携・協働し、持続可能な地域づくりを進めていくため、

それぞれの地域の実情に応じた広域的な連携を促進するとともに、札幌市と各地域との連携をより一層促進し、札幌市が有する商業施設や高等教育機関等の都市機能を効果的に活用し、各地域の活性化を図るなど、札幌市との連携による地域創生を進める事業。

【主な施策】

- ・広域連携による持続可能な地域づくり
- ・「ほっかいどう応援団会議」等を通じた官民連携の推進
- ・札幌市との連携による人口減少対策共同プログラムの更なる推進 等

※なお、詳細は、第3期北海道創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

8,200,000千円（2025年度～2029年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度11月頃、道の総合計画と連動した政策評価の仕組みによるPDCAサイクルのもと、その評価結果を踏まえながら、産学官金労言の代表者等で構成する「北海道創生協議会」における議論を通じ、戦略の検証、見直しを実施する。検証後、検証結果を北海道のホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

2025年4月1日から2030年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）：【B0908】

① 事業内容

北海道内の雇用創出を図るため、5-2②エに対し地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

② 事業実施期間

2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで